

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社の「お客様本位の業務運営に係る指針」との対応関係について

当社は、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択しております。本原則と当社「お客様本位の業務運営に係る指針」との対応関係は以下の通りです。

	1.お客様へのご提案	2.保険契約ご継続中におけるサポート	3.従業員の教育	4.お客様本位の業務運営を実施するための態勢
原則2 顧客の最善の利益の追求	○			
(注)	○			
原則3 利益相反の適切な管理				○
(注)				○
原則4 手数料等の明確化	非該当（生命保険の保険料以外に、お客様に手数料その他の費用をご負担いただく業務は行っていないため）			
原則5 重要な情報の分かりやすい提供	○			
(注1)	○			
(注2)	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）			
(注3)	○			
(注4)	○			
(注5)	○			
原則6 顧客にふさわしいサービスの提供		○		
(注1)		○		
(注2)	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）			
(注3)	非該当（生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
(注4)	非該当（代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は、外貨建保険・変額保険の商品はないため）			
(注5)		○		
原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等			○	
(注)			○	

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の詳細につきましては、金融庁ホームページをご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>